

警 視 庁 生 活 安 全 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 方 面 本 部 長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局長

原 議 保 存 期 間	5年 (令和3年3月31日まで)
有 効 期 間	一種 (令和3年3月31日まで)

警 察 庁 丁 人 少 発 第 5 4 3 号
令 和 7 年 6 月 6 日
警察庁生活安全局人身安全・少年課長

少年指導委員制度の運営に係る留意事項について（通達）

少年指導委員制度の運営については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）及び「少年指導委員制度の運営に係る留意事項について」（令和6年3月4日付け警察庁丁人少発第248号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、このたび、旧通達について、別添のとおり所要の改正を行ったので、了知の上、少年指導委員制度の一層の適正かつ効果的な運営に努められたい。

なお、旧通達は、令和7年6月28日をもって廃止する。

別添

少年指導委員制度の運営に係る留意事項

目次

第1 委嘱（法第38条第1項、規則第2条・第3条関係）

- 1 活動区域（規則第2条第1項）
- 2 委嘱人数（法第38条第1項、規則第2条第1項）
- 3 委嘱要件（法第38条第1項）
- 4 関係住民への周知（規則第2条第2項）
- 5 任期（規則第3条）

第2 職務（法第38条第2項、規則第4条関係）

- 1 少年の補導（法第38条第2項第1号）
- 2 風俗営業を営む者等に対する助言（法第38条第2項第2号）
- 3 被害を受けた少年に対する援助（法第38条第2項第3号）
- 4 地方公共団体の施策等への協力（法第38条第2項第4号）
- 5 少年相談（規則第4条第1号）
- 6 広報啓発活動（規則第4条第2号）

第3 活動に関する一般的留意事項（法第38条第1項～第4項、第52条、規則第1条、第5条・第6条関係）

- 1 心構え（規則第1条）
- 2 守秘義務（法第38条第3項、第52条）
- 3 身分等（法第38条第4項）
- 4 活動上の注意（規則第5条）
- 5 風俗環境浄化協会の協力（規則第6条）
- 6 その他（法第38条第1項・第2項）

第4 研修（法第38条第5項、規則第7条関係）

- 1 考え方（法第38条第5項）
- 2 実施基準（規則第7条）

第5 解嘱（法第38条第6項、規則第8条関係）

- 1 解嘱事由（法第38条第6項）
- 2 解嘱手続（規則第8条）

第6 立入り（法第38条の2、第54条第7号、規則第9条関係）

- 1 考え方（法第38条の2）
- 2 立入りの指示（法第38条の2第2項、規則第9条第1項）
- 3 立入りの実施（法第38条の2第1項・第4項、第54条第7号）
- 4 立入りの報告（法第38条の2第3項、規則第9条第2項）
- 5 立入りをする少年指導委員の身分を示す証明書（法第38条の2第4項、規則第9条第3項）

第1 委嘱（法第38条第1項、規則第2条・第3条関係）

1 活動区域（規則第2条第1項）

(1) 活動区域の設定

少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関して職務を行うものであるから、規則第2条に規定する活動区域については、いわゆる繁華街・歓楽街に限られず、それ以外であっても、これら営業の営業所等が存在し、その有害な環境から少年を守る必要が認められる地域であれば、積極的に活動区域を定めることも検討すること。

(2) 活動区域の名称

地域住民に活動区域を理解してもらうため、当該地域ごとに住民に分かりやすい名称を付けることが望ましい。

2 委嘱人数（法第38条第1項、規則第2条第1項）

少年指導委員の制度趣旨及び当該活動区域の実情を踏まえつつ、少年の健全育成のための活動が適正かつ効果的に実施できるよう配意すること。

3 委嘱要件（法第38条第1項）

(1) 委嘱の考え方

少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関する各種の活動を、民間有志者として地域住民と一体となって行うものであり、その趣旨を踏まえれば、活動区域内に居住し、又は勤務するなど当該活動区域の実情に精通している者であることが必要である。

したがって、例えば、委嘱に先立って警察署長が公安委員会に対し推薦するなど、活動区域の実情に精通している者を委嘱することができるような手続を踏むことが望ましい。

(2) 法の要件

法第38条第1項各号に規定する少年指導委員の要件については、次のとおりである。委嘱に当たっては、これらの点について慎重に審査を行って適任者を選定すること。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

人格識見とともに優れ、行動においても地域住民に信頼のあることをいう。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

少年に対する深い理解と愛情を持ち、少年の健全な育成に資するための活動に対して旺盛な熱意と使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有することをいう。

ウ 生活が安定していること。

経済的観点からだけでなく、社会的、家庭的にも安定していることをいう。

エ 健康で活動力を有すること。

心身ともに健康であり、その職務を行うことによって、精神的、肉体的に支障をきたすおそれがないことをいう。

このような要件を満たす限りにおいては、高齢者等であっても支障はないが、特に70歳以上の者については、活動力等の面から、十分に適格性を判断することが望ましい。

(3) その他の留意事項

上記(2)のほか、少年指導委員制度の趣旨にかんがみ、次の諸点にも留意すること。

ア 風俗営業の営業者等

現に風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の営業者である者については、慎重かつ厳密な審査を行うこと。

なお、法第4条第1項各号に掲げる風俗営業者の欠格事由に該当する者や20歳未満の者については、一般的に、資格要件を満たすことは困難であると考えられる。

イ 活動に実効が期待できない者

例えば、多くの職を兼ねていて少年指導委員としての活動を期待できない者等については、慎重な審査を行うこと。また、委嘱後の活動に熱意がみられないなど実効の上がらない者については、再委嘱の際に慎重な審査を行うこと。

4 関係住民への周知（規則第2条第2項）

少年指導委員を委嘱したときの関係住民に対する周知については、都道府県（警察）の公報その他都道府県の公の機関が発行する機関誌に、委嘱した少年指導委員の氏名及び連絡先並びにその活動区域を掲載することにより行うこと。

このほか、警察署の掲示板への掲示、ミニ広報誌への掲載等適当な方法により周知に努めることが望ましい。

なお、「連絡先」については、少年指導委員の電話番号、メールアドレス等のほか、当該少年指導委員の活動区域を管轄する警察署の生活安全課の電話番号、メールアドレス等とすることもできる。

5 任期（規則第3条）

任期は2年であり、再任することもできるが、その場合においても、上記第1の3・4の手続をとる必要がある。

なお、任期途中で死亡、解嘱等の理由により少年指導委員が欠けた場合における補欠の少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

第2 職務（法第38条第2項、規則第4条関係）

法第38条第2項各号及び規則第4条各号に掲げる職務の具体的な内容として、次のものが挙げられる。いずれも、強制にわたる行為を行う権限ではないことに留意すること。

1 少年の補導（法第38条第2項第1号）

(1) 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為をやめるよう指導すること。

- (2) 少年に対し、同号に規定する行為が少年の健全な育成に障害を及ぼすものであることを説示すること。
- (3) 少年の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該少年を現に監護するものをいう。）又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に連絡すること。
- (4) 少年が18歳未満であつて、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認めるときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定により通告を行うこと。
- 2 風俗営業を営む者等に対する助言（法第38条第2項第2号）
 - (1) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を教示すること。
 - (2) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を遵守するために講ずべき措置を促すこと。
- 3 被害を受けた少年に対する援助（法第38条第2項第3号）
 - (1) 当該少年に対し、再び被害を受けることを防止するために助言又は指導すること。
 - (2) 当該少年の保護者等に連絡すること。
 - (3) 当該少年又はその保護者等に対し、当該少年を支援することができる機関又は団体等を紹介すること。
 - (4) 少年が18歳未満であつて、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認めるときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定により通告を行うこと。
- 4 地方公共団体の施策等への協力（法第38条第2項第4号）
 - (1) 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加すること。
 - (2) 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加の意志を有する者を募ること。
- 5 少年相談（規則第4条第1号）

風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関して、少年の健全な育成に係る事項について、少年又は保護者等からの相談があった場合、相談者に対して必要な助言及び指導その他の援助を行うこと。
- 6 広報啓発活動（規則第4条第2号）

繁華街等における有害環境浄化や不良行為少年への声掛けキャンペーンを行うなど、少年の健全育成に関する住民運動の盛り上げを図る活動に努めること。また、少年をめぐる具体的な状況を踏まえつつ、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資する事項について広く住民に周知させること。

第3 活動に関する一般的留意事項（法第38条第1項～第4項、第52条、規則第1条、第5条・第6条関係）

1 心構え（規則第1条）

少年指導委員は、少年の人格を尊重し、かつ、少年の健全な育成を期する精神

をもってその職務を遂行しなければならない。また、常に、人格識見の向上に努め、関係者から尊敬と信頼を得られるように心掛けるほか、職務の遂行に必要な知識及び技能の修得に努めること。

2 守秘義務（法第38条第3項、第52条）

(1) 考え方

少年指導委員は、公安委員会の指示を受けて風俗営業の営業所等に立入りを行うこととなるが、これに関して、立入りの実施時期、立入り先の営業所の従業員の氏名等といった秘密を知り得ることとなる。

また、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対して、助言、指導その他の援助を行うこととしているが、その過程で、被害少年や加害者の氏名、連絡先といった秘密を取り扱う機会が増加することとなる。そこで、罰則で担保することによって、秘密を保持することについての慎重さを期すものである。

なお、守秘義務を罰則で担保したことにより、少年指導委員に対する一般からの信頼感がさらに高まり、活動がしやすくなることも期待されている。

(2) 秘密を守るべき事項

法第38条第3項に規定する「秘密」については、国家公務員法第100条等に規定する「秘密」と同義であり、判例によれば、同法の「秘密」について、非公知の事実であって、実質的にもそれを保護するに値するものをいうものとされている。

少年指導委員に関しては、例えば、

- 補導をした少年の氏名等
 - 無店舗型性風俗関連特殊営業（デリバリーヘルス等）で働かされていた年少者を発見した場合のその氏名等
 - 立入り先の営業所等の名称やその従業員の氏名等
- が秘密に当たり得るが、どのような状況が守秘義務違反となるのかについては、個別具体的な事案に応じて判断されるべきものである。

3 身分等（法第38条第4項）

少年指導委員は、その委嘱、職務等について法令に根拠を有するボランティアで、公安委員会から委嘱される特別職の非常勤地方公務員である。また、「名誉職」であるため、生活費としての俸給又は給料を受けない。

4 活動上の注意（規則第5条）

少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。また、個々の活動においても、威圧的な言動や態度を避け、関係者の年齢、性別、立場等に応じた親しみのある言葉を用いること。

5 風俗環境浄化協会の協力（規則第6条）

少年指導委員は、平素から、都道府県風俗環境浄化協会等の関係機関、団体と

連絡を密にし、少年を取り巻く有害環境の実態把握に努めること。また、その職務遂行に当たっては、これらの関係機関、団体の協力を得つつ、効果的な活動となるように努めること。

6 その他（法第38条第1項・第2項）

(1) 公務性の確保

少年指導委員の活動に関しては、公務性を可能な限り明らかにする必要がある。例えば、公安委員会は、少年指導委員が立入り以外の活動を行う際に身分を示す証明書、腕章等を少年指導委員に貸与し、関係者に提示させることなどが考えられる。ただし、風俗営業の営業所等への立入りに関し、法第38条の2第4項に規定する少年指導委員の身分を示す証明書については、その趣旨に照らし、立入り以外の活動のために使用することのないよう留意すること。

なお、少年指導委員に委嘱されている者が、第2の1から6の活動以外に一般のボランティアとして何らかの活動を行うことは自由である。しかし、これらの活動は少年指導委員としての活動とはいえないことから、事故があった場合には少年指導委員の公務災害としての補償はないと考えられること、また、これらの活動によって第三者に損害を与えたような場合には国家賠償法の適用は困難であると考えられることに留意する必要がある。

(2) 活動の記録・報告

少年指導委員は、その活動を記録し、定期的に警察本部又は警察署に報告することが望ましい。活動の記録の記載事項の具体例は、次のとおりである。

ア 少年の補導

補導の実施状況（活動回数、対象人数）

イ 風俗営業を営む者等に対する助言

助言の実施状況（実施方法、実施回数、対象営業所数）

ウ 被害を受けた少年に対する援助

援助の状況（実施方法、実施回数、対象人数）

エ 地方公共団体の施策等への協力

協力の状況（活動種類別の参加回数）

オ 少年相談

少年相談の受理状況（受理件数、内容及び結果、性別、学職別、年齢別）

カ 広報啓発活動

広報啓発活動の実施状況（実施方法、実施回数）

第4 研修（法第38条第5項、規則第7条関係）

1 考え方（法第38条第5項）

少年指導委員の職務が適正かつ効果的に行われるようにするため、公安委員会は、少年指導委員に対する研修を実施し、必要な知識及び技術を修得させるとともに所要の指導を行うことが必要である。

したがって、合理的な理由なく研修を受講しない者については、「職務の遂行

に必要な熱意及び時間的余裕」(法第38条第1項第2号)がないものとして、解嘱の要件に該当するか否かについても検討すること。

2 実施基準(規則第7条)

法及び規則の趣旨を踏まえ、別記「少年指導委員に対する研修の実施基準」を参考に実施すること。

第5 解嘱(法第38条第6項、規則第8条関係)

1 解嘱事由(法第38条第6項)

法第38条第6項各号に規定する少年指導委員の解嘱要件については、次のとおりである。

(1) 法第38条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき

第1の3(2)の要件の判断を参照すること。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき

少年指導委員が正当な理由がなく、法若しくは規則に規定する職務上の義務に違反し、又は法第38条第2項各号に規定する職務を行わないときをいう。

(3) 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあったとき

少年指導委員としてふさわしくない刑罰法令に違反する行為又は反道徳的、反社会的行為があったときをいう。

2 解嘱手続(規則第8条)

少年指導委員が、解嘱事由のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することができるが、その場合、当該少年指導委員に対して、弁明の機会を与えるため、解嘱の理由のほか、弁明を聴くための期日・場所を、期日前に2週間程度の期間を置いて通知すること。ただし、当該少年指導委員の所在が不明であるため通知をすることができないとき、又は弁明の機会を与えるための通知をしたにもかかわらず正当な理由がなく期日までに弁明を行わないときは、弁明を聴かないで解嘱することができるものと解される。

第6 立入り(法第38条の2、第54条第7号、規則第9条関係)

1 考え方(法第38条の2)

法第38条の2第1項に規定する少年指導委員の立入りは、公安委員会が、「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるとき」に、「この法律の施行に必要な限度において」行わせることができるものである。

「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるとき」とは、下記2(4)イのとおりであるが、具体的には、少年の健全育成のための施策を推進するために立入りをして少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止する場合等がこれに当たる。

また、「この法律の施行に必要な限度において」とは、法第37条第2項に規定する警察職員の立入りと同様に、公安委員会として、行政上の指導、監督のため必要な場合に、法の目的の範囲内で必要最小限で行わなければならないことをいう。したがって、例えば、経営状態の把握のために会計帳簿や経理書類等の提出

を求めたり、保健衛生上の見地から調理場の検査を行うこと等は認められない。

なお、あらかじめ法第38条第5項に規定する研修を受講し、風俗営業の営業所等への立入りを適正に実施するために必要な知識及び技能を修得した少年指導委員に対して立入りの指示を行う必要がある。

2 立入りの指示（法第38条の2第2項、規則第9条第1項）

(1) 指示の趣旨

公安委員会の指示の下で立入りを行わせる趣旨は、日々の職務を通じて関係法令の知識とその運用に精通している警察職員と異なり、少年指導委員はあくまで非常勤であることから、風俗営業の営業所等への立入りを適正かつ効果的に行わせるため、立入りの必要性、対象となる営業所、実施する期間等について公安委員会の判断に掛からしめ、その指示によって適正な立入りの実施を図ることとしたものである。

(2) 指示の形式

警察本部又は警察署において個々の少年指導委員に対して指示文書を交付することにより行う。

なお、指示文書の形式については、別紙1の様式例を参考とされたい。

(3) 指示を行う時期

法においては、指示の時期は示されていないため、事前に行えば足りる。

実務上は、一斉街頭補導活動等の実施に当たって立入りを行えるようにする場合、当該活動に先立ち警察署等に少年指導委員が集合した際に指示するのが、指示の趣旨の徹底の観点から望ましい方法であると考えられる。

なお、その場合、他のボランティアの活動意欲の保持にも留意する必要がある。

(4) 指示の内容

指示は、「立入りの場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するもの」とされている。具体的には、次のとおりである。

ア 立入りを実施すべき場所

(ア) 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別

立入りを行うべき営業の種別を明らかにすれば足りる。したがって、風俗営業であってもすべての種別を示す必要はなく、例えば、「法第2条第1項第4号に掲げる営業 マージャン店、パチンコ店等、その他遊技場」、「法第2条第1項第5号に掲げる営業 ゲームセンター等」とすることも可能である。

(イ) 立入りを実施すべき地域

立入りの地域としては、少年指導委員の活動区域内のいずれか又は活動区域内全域を指定すれば足りる。

また、地域の特定としては、次のいずれかの方法により行うことが考えられる。

① 活動区域内における法第37条第2項各号に掲げる営業すべてを指定
(例：〇〇にある風俗営業の営業所、店舗型性風俗特殊営業の営業所・
・・)

② 活動区域内における対象となる営業種別を指定(例：〇〇内にある第
2条第1項第5号営業の営業所)

なお、対象となる地域における営業所等の状況を踏まえ、あらかじめ危険やトラブルが予想される営業所等には、少年指導委員に立入りをさせないように留意すること。

特に、立入りを必要とする具体の営業所等(例えば、違反の風評がある営業所)があらかじめ判明している場合には、少年指導委員に特定の営業所等を示して立入りをさせるのではなく、警察職員が立入りをを行うのが適当であると考えられる。

イ 立入りを実施すべき期日又は期間

少年指導委員については、その自発的な活動に期待して委嘱するものであり、また、本来、ボランティアであるという性質にかんがみれば、活動の詳細にわたって指示を行ったり、「何時から何時まで」といった厳格な活動時間を一方的に定めることは、制度の趣旨に照らし望ましくない。

一方、少年指導委員の立入りは、公安委員会が「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるとき」に行わせることができるものであり、公安委員会の指示は、当該立入りの適正かつ効果的な実施のために行われるものであるため、実施すべき期日又は期間を示すことが必要となる。

なお、公安委員会が期間を指示する場合は、次のように、過度に長期にならない範囲で示す必要がある。

① 「青少年の被害・非行防止全国強調月間」等、少年の健全育成に関する施策を推進している期間

② 公安委員会として立入りを必要と認める特定の日(地域における祭礼の日、地域における環境浄化活動の日、特定の曜日等)

③ 少年指導委員から自主的な立入り活動の申出があり、これを相当と認める場合、当該活動を行う特定の期間(ただし、1か月以上の自主的な活動の期間は、立入りの適正な実施のための指示という趣旨に照らせば長期に過ぎ、当該期間内に上記①のような事情のない限り1週間程度が限度であると考えられる。)

ウ 立入りを実施するに当たっての留意事項

風俗営業の営業所等への立入りについては、少年指導委員を単独で行わせることは通常困難であると考えられるため、警察職員が同行するか、又は複数の少年指導委員により行うものとする。

なお、警察職員と共に立入ることを指示する場合、警察職員は公安委員会

から個別具体の指示を受ける立場にないことから、その氏名まで示すのは適当ではないと考えられる。

さらに、無用のトラブルを避けるため、例えば、立入り実施時の心構えや配意事項として、次のような留意事項を示すことが考えられる。

- 営業者の負担を考慮し、その理解と協力を求めて行うこと。
- 基本的に営業時間内に立入りを実施すること。
- 調査の必要上質問を行う場合にあっては、原則として、営業者、従業者等営業者側の者に対する質問に限り、客に対する質問は、当該客が20歳未満の者であり、補導又は援助を行う必要がある場合に限り行うこと。

3 立入りの実施（法第38条の2第1項・第4項、第54条第7号）

(1) 立入りの際に行うこと

少年指導委員の立入りは、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときに公安委員会が行わせるものであり、その観点から、次のことを行う。

なお、立入りをする少年指導委員は、法第38条の2第4項に規定するその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないことに留意すること。

ア 視察

次のような点について視察を行うものとする。

- 18歳未満の者が風俗営業の営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入口に表示しているか（法第18条）
- 風俗営業（ゲームセンターを除く。）の営業所で、18歳未満の者を使用したり、客として立ち入らせたりしていないか（法第22条第1項第4号、第5号）
- ゲームセンターについては、午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせていないか。また、法第22条第2項の規定に基づく都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、当該禁止又は制限の内容に反して、18歳未満の者を客として立ち入らせていないか（法第22条第1項第5号、第2項）
- 飲食店営業の営業所で、深夜、18歳未満の者を客に接する業務に従事させたり、客として立ち入らせていないか（法第32条第3項により準用する第22条第1項第4号、第5号）
- 風俗営業や飲食店営業の営業所で、20歳未満の者に酒やたばこを提供していないか（法第22条第1項第6号、第32条第3項）
- 店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業の営業所や派遣型ファッションヘルス（法第2条第7項第1号の営業）の受付所で、18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか。また、18歳未満の者を客とし

て立ち入らせたり、20歳未満の者に酒やたばこを提供していないか（法第28条第12項第3号から第5号まで、第31条の3第2項及び第3項、第31条の13第2項第3号、第5号及び第6号）

イ 質問

上記アを確認する目的のため必要があるときは、関係者に質問すること。

ただし、原則として営業者、従業者等営業者側の者に質問し、客に対する質問は、客が少年であると判明し、これを補導・援助するため必要があると認められるときに行うこと。

ウ その他

少年指導委員が補導対象となる少年や援助すべき少年を発見した場合には、補導・援助を行うこと。また、必要に応じ、営業者等に対して法の規定の教示や遵守のための措置の助言を行うこと。

(2) 立入りの際に法令違反を発見した場合の措置

少年指導委員は、法令違反に対して行政処分を行うなどの権限は有しておらず、また、警察職員と異なり、そのような活動は期待されていないため、直ちに所轄の警察署に連絡すること。

(3) 立入りを拒否された場合等の対応

立入りを拒否された場合等は、強いて立ち入ることのないようにするとともに、所轄の警察署に連絡すること。

4 立入りの報告（法第38条の2第3項、規則第9条第2項）

(1) 報告の趣旨

立入りの結果を公安委員会に報告させる趣旨は、少年指導委員による立入りの実施状況を公安委員会が掌握するとともに、公安委員会が風俗営業等の実態を把握するためである。

(2) 報告の形式

法第38条の2第3項の規定による報告は、文書により行うものとする。複数の少年指導委員により立入りを実施した場合、連名で報告書を作成し、これにより公安委員会に報告すれば足りる。その際、指示文書も併せて提出させることが望ましい。

なお、報告書の形式については、別紙2の様式例を参考とされたい。

(3) 報告を行う時期

少年指導委員は、立入り実施後又は規則第9条第1項第2号に規定する立入りを実施すべき期間の終了後、速やかに報告する必要がある。

(4) 報告の内容

報告の具体的な事項は、次のとおりである。

ア 立入りを実施した場所

(ア) 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別

(イ) 立入りを実施した営業所の名称及び所在地

イ 立入りを実施した日時

ウ 立入りを実施した結果

立入りにより確認した事項、立入りの現場において講じた法第38条第2項第1号から第3号までの措置の内容等。

エ その他参考となるべき事項

営業所等の雰囲気、立入りに立ち会った者の氏名、対応状況等。

なお、立ち会った者の人定については、判明した範囲で差し支えなく、強いて人定を聞き出す必要はない。

5 立入りをする少年指導委員の身分を示す証明書（法第38条の2第4項、規則第9条第3項）

風俗営業の営業所等へ立入りをする少年指導委員は、法第38条の2第4項に規定するその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

なお、当該証明書については、立入り以外の活動のために使用することのないよう留意すること。したがって、例えば、個々の少年指導委員に対して指示文書を交付する際に当該証明書を交付し、公安委員会への報告時に返納させることなどが考えられる。

別記

少年指導委員に対する研修の実施基準

1 研修の目的

研修は、少年指導委員の職務や立入りの適正かつ効果的な執行を確保することを目的とする。

2 研修計画

研修は、受講する少年指導委員の便宜に資するためにも、あらかじめ計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

3 研修の方法

研修は、研修用に作成された教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

4 講師

研修の講師は、研修事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

5 研修内容

研修項目は、規則に基づき、おおむね次の表のとおりとする。

【定期研修：4時間以上5時間以下】

研修項目	研 修 内 容	研修時間
1 少年非行・風俗環境の状況	① 少年非行の状況 都道府県における少年非行情勢のほか、風俗営業等を中心とした福祉犯被害の状況を理解させる。 ② 最近の風俗環境の状況 都道府県における風俗営業等の許可数・届出数、行政処分・検挙等の状況から、風俗環境の実態を理解させる。	1 時間
2 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に關すること。	① 知識 少年の補導、風俗営業の営業者等に対する助言、被害少年に対する援助、地方公共団体の施策等への協力等の方法、留意事項を理解させる。 ② 技能 実技指導、シミュレーション等により、上記職務の実務を理解させる。	2～2.5 時間

3 法第38条の2 第1項の規定による立入りを適正に行うために必要な知識及び技能に関すること。	① 知識 立入りの趣旨、指示、実施、報告の手續及び受傷事故防止等の留意事項を理解させる。 ② 技能 実技指導、シミュレーション等により、立入りの実務を理解させる。	1～1.5時間
--	--	---------

【委嘱時研修：5時間以上7時間以下】

研修項目	研 修 内 容	研修時間
1 定期研修1～3と同じ。	同左	4～5時間
2 法その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための職務を行うため必要な法令に関すること。	① 法の概要 法の目的、規制の概要を理解させる。 ② 少年指導委員の法的地位・職務倫理 少年指導委員が特別職の地方公務員であること、その自発的な意思に基づく活動を期待されていること等を理解させる。 ③ 少年指導委員の職務・立入り 少年指導委員の職務の概要、立入りの仕組みについて理解させる。 ④ 少年指導委員の守秘義務 守秘義務に関する留意事項、違反の場合の罰則を理解させる。 ⑤ その他の関係法令 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、青少年保護育成条例等の法令のうち、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等で行われやすい違反や児童相談所の役割等を理解させる。	1～2時間

別紙 1 立入りに係る指示文書の様式例

公安委員会達 第 号

住 所
氏 名
活動区域

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 8 条の 2 第 2 項により、
同条第 1 項の立入りについて次のとおり指示する。

年 月 日

公安委員会

指示事項		指 示 内 容
立 入 入 場 り 場 を 所 実 施 施	法第37条第 2 項各号 に掲げる場所のいず れであるかの別	
	立入りを実施すべき 地域	
立入りを実施すべき期日又 は期間		
立入りを実施するに当たっ ての留意事項		

別紙２ 立入りに係る報告書の様式例

年 月 日

公安委員会 殿

年 月 日付け風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第３８条の２第２項に基づ
く 公安委員会の指示に基づき立入りを実施したので、同条第３項により、その結果について
報告する。

実施者等	氏 名	活 動 区 域
立入りを実施すべき 期日又は期間		

立 入 り 場 所	業 種	☐ 風俗営業 ☐ 性風俗関連特殊営業 ☐ 深夜飲食店営業等	名 称	(☐ 営業所 ☐ 事務所 ☐ 受付所 ☐ 待機所)
	所在地			
立入りを実 施した日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃			
立入りを実 施した結果				
その他参考 となるべき 事項				